

# 島根大学医学部における外部研究機関からの医学研究倫理審査実施要項

[平成29年1月6日制定]

[教 授 会]

(趣旨)

第1条 この要項は、医学部医学研究倫理委員会規程（平成27年島大医学部規則第9号）第13条第2項の規定に基づき、島根大学医学部医学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）における人を対象とする医学系研究に係る外部研究機関からの倫理審査（以下「審査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「外部研究機関」とは、島根大学及び島根大学が主たる研究機関となって実施する研究に共同で参加する他の研究機関を除く研究機関をいう。

(審査実施の手順)

第3条 審査の実施に係る手順は、島根大学医学部医学研究倫理委員会業務手順書の定めるところによる。

(審査料)

第4条 審査料の種類及び額は、次の各号のとおりとする。

一 研究の実施に係る審査料

介入研究	1研究あたり98,000円（消費税込み）
観察研究	1研究あたり46,000円（消費税込み）

二 年間審査維持管理料

介入研究	1研究あたり年額42,000円（消費税込み）
観察研究	1研究あたり年額28,000円（消費税込み）

2 前項第2号に規定する年間審査維持管理料は、研究の審査に必要な管理の他、変更申請の審査、実施状況報告の審査、有害事象に関する報告の審査その他研究実施期間中に生じる審査等の全ての費用を含む。

(審査料の納入)

第5条 審査料は、審査日までに前納しなければならない。ただし、2年目以降の年間審査維持管理料は、年度当初に納入するものとする。

2 既納の審査料は、返還しないものとする。ただし、研究実施不承認又は審査対象外の場合は、所定の期日までに当該研究機関の長から申し出があった場合に限り、既納の年間審査維持管理料を返還するものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会における審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

附 記

この要項は、令和3年6月30日から実施する。

ただし、本要項改正以前に開始している研究の審査料は原則として従前のおりとし、当該研究の申請者より申し出があった場合は、それ以降の審査について本要項を適用する。